

# 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について (旧地方税法附則第 64 条) ※令和 5 年 3 月 31 日までに取得したもの

日頃は、四万十市の税務行政にご協力いただきありがとうございます。

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等のうち、以下に該当する場合は、先端設備等導入計画に基づき取得した設備等に課税される固定資産税の課税標準を 3 年間ゼロとする特例を受けることができます。償却資産の申告を行う際、要件をご確認の上申告書の作成をお願いします。

## 1 対象者

資本金額 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）

## 2 対象設備の要件

以下の期間に市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得した一定の設備

- 事業用家屋・構築物：令和 2 年 4 月 30 日～令和 5 年 3 月 31 日
- 上記以外：平成 30 年 6 月 6 日～令和 5 年 3 月 31 日

### 【償却資産】

下表の対象設備のうち、以下の要件 3 つを満たすもの

- ①生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上するもの
- ②生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ③中古資産でないこと

設備の種類	最低取得価格	販売開始時期
機械装置	160 万円以上	10 年以内
測定工具及び検査工具	30 万円以上	5 年以内
器具備品	30 万円以上	6 年以内
建物附属設備	60 万円以上	14 年以内
構築物	120 万円以上	14 年以内

### 【事業用家屋】

以下の要件 4 つを満たすもの

- ①取得価格が 120 万円以上であること
- ②生産、販売活動等に直接使用する家屋であること
- ③先端設備（取得価格の合計額が 300 万円以上に限る）を稼働するために取得したものであること
- ④新築物件であること

## 3 提出資料

通常の申告書に加えて以下の書類の提出をお願いします。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ②先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③工業会等による生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し

## 4 申告期限

毎年 1 月末日（令和 6 年度申告は令和 6 年 1 月 31 日）

## 5 提出及び問い合わせ先

<中村地域>

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通 4 丁目 10 番地  
四万十市税務課 資産税係  
電話 0880-35-4428（直通）

<西土佐地域>

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445 番地 2  
四万十市西土佐総合支所 西土佐住民分室  
電話 0880-52-1112（直通）